

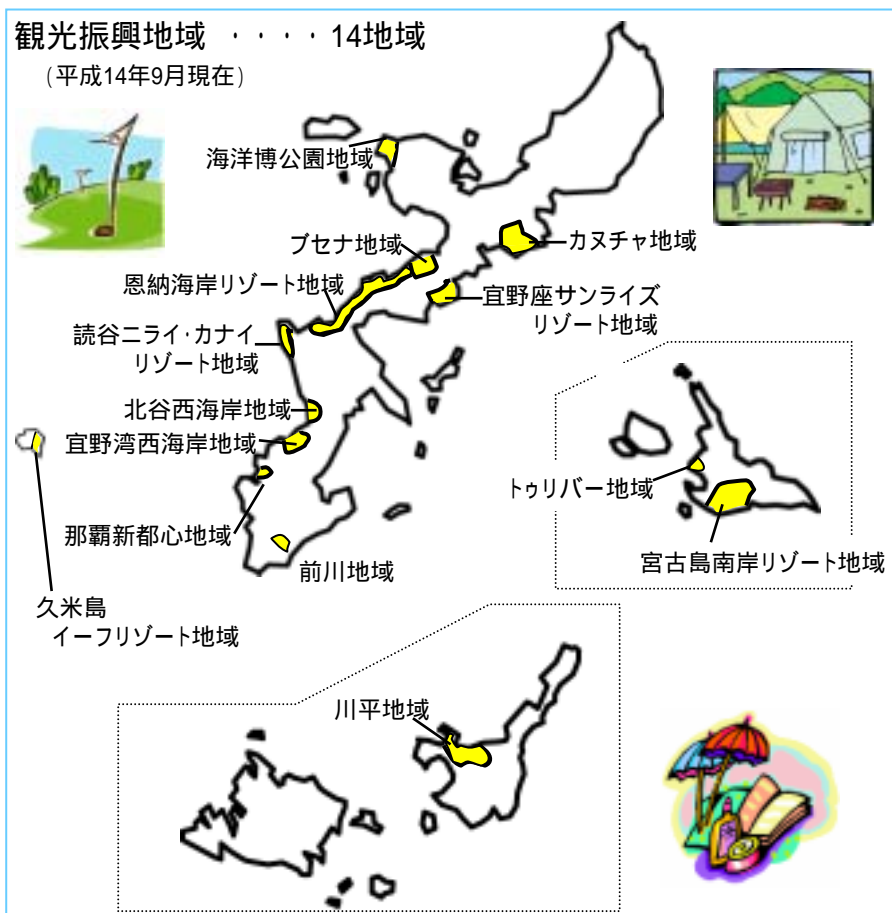
## 目的・概要

沖縄の観光産業を盛んにするために、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設等を集中的に整備する地域として「観光振興地域」が観光振興計画のなかで指定されます。この地域で活動する企業は、税金や資金融資の特例などの優遇制度を受けられるようになっており、企業が施設整備を行いやすい工夫がなされています。

## 指定される地域

「観光振興地域」の対象となるのは、以下の条件を備えた地域です。

- ・ 優れた自然の風景、文化財等の観光資源がある
- ・ 地域が一体として観光関連施設の整備が必要と考えられる
- ・ 土地が確保できる
- ・ 観光関連施設の整備が確実に見込まれる



## 観光振興地域のメリット

観光振興地域のなかで観光関連の施設を新たに建設したり増設する事業者は、**課税の特例**を受けることができます。

また、国や沖縄県、各市町村は、**資金の調達に関する援助**に努めることとされています。主な優遇措置は以下のとおりです。

### < 優遇措置の詳細 >

	優遇項目	優遇措置の概要
国税	投資税額控除	新たに取得した機械、建物等の価格の一定割合が法人税から控除されます。機械・装置15%、建物8%（ただし、法人税額の20%以内）、繰越4年、投資上限額20億円
	地方交付税による減収補填措置	事業税、不動産取得税、固定資産税が減免されます（県や市町村の税収が減った場合、地方交付税によって補填されます）
地方税	特別土地保有税の非課税	観光関連の特定施設のために土地を取得して、設備を新增設した場合、特別土地保有税が非課税になります
	事業所税の非課税等	観光関連の特定施設を新增設した場合の事業所税が非課税となり、資産割の課税標準が1/2控除されます
その他	融資	貸付利率、期間などについて、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定されます

## 対象となる施設

優遇措置を受けられる施設（特定民間観光関連施設）として、以下の施設が定められています。

### スポーツ・レクリエーション施設



(例) ゴルフ場、プール、遊園地、野外アスレチック場、マリナなど

### 教養文化施設



(例) 劇場、博物館、美術館、動物園、水族館など

### 販売施設



〔小売施設、販売施設及び附帯施設（スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、観光情報を提供する施設のいずれか）からなる施設〕

小売施設及び飲食施設の合計床面積が3,000㎡以上であること、附帯施設の合計床面積が小売施設及び飲食施設の合計床面積の4分の1以上であることなどの要件あり

### 休養施設



(例) 展望施設  
温泉保養施設  
海洋療法施設

### 集会施設



(例) 会議場施設  
研修施設  
展示施設